

議 事 内 容

- 局長 定刻より若干早いですが、〇〇委員から欠席との報告がありましたので、第 116 回常設審議委員会をはじめさせていただきたいと思います。それでは、〇〇会長、ご挨拶をよろしく申し上げます。
- 会長 (会長あいさつ)
- 会長 それでは、ただいまから第 116 回常設審議委員会を開催いたします。まず、本日の出席状況を報告してください。
- 局長 本日は、審議委員の総数 19 名に対し 12 名の出席となっています。常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
- 会長 次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
- 農業会議事務局 (前回の審議案件について、資料 1 により報告)
- 会長 本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 4 条・1 件、農地法第 5 条・2 件を議題としています。どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。
- 会長 また、常設審議委員会運営規程第 17 条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。
- 会長 それでは、ただ今から議事に入ります。議事録署名者として、〇〇市・〇〇委員と〇〇市・〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
- 会長 はじめに、農地法第 4 条及び第 5 条の規定による意見聴取に入ります。一括上程しますので、内容については農業委員会事務局から説明をお願いします。
- 会長 はじめに、〇〇農業委員会からお願いします。
- 〇〇農業委員会 (整理番号 4 - 1 について、資料に沿って説明)

会長	次に、〇〇農業委員会から説明をお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号 5-1 について、資料に沿って説明)
会長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号 5-2 の案件について説明)
会長	ただいま、農地法第 4 条関係 1 件、農地法第 5 条関係 2 件の案件について、説明がありました。 ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。
会長	はじめに、農地法第 4 条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇 申請の 飼料倉庫及び牧草置場への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	今回、飼料倉庫が 2 基、設置されるようになっていますが、資金計画には入っていないように見えます。 これは既存施設の方から持ってこられるってということでしょうか。
〇〇農業委員会	新たに購入するものなのか、既存のものを利用するのか確認はしてありませんでした。
〇〇委員	この場所に飼料を管理するものを置くというようなイメージしかないということですかね
〇〇委員	頭数はどれくらい飼っていますか。
〇〇農業委員会	頭数は、把握していません。
〇〇委員	頭数の確認ができていないのであれば、敷地がいくら必要か分からないのではないですか。
〇〇委員	3 ページの右側の断面図で、国道並みに泥を持ってきて同じ高さにするということですが、この高さはどれぐらいなのか。 それから、土の量というのはどれぐらいの量になるのか。 例えばダンプ何台分とか。

- 〇〇農業委員会 現況との高さの差やどれくらいの土の量になるのか把握していないので、確認してまいります。
- 〇〇委員 はい、よろしく申し上げます。
- 〇〇委員 これまでお二人の委員から質問がありましたが、質問に答えられない状況です。
このため、後日、質問があったことを文書なりなんなり、報告するという形は、取れますか。
- 会長 農地転用の面積の規模決定に関わる質問を委員がされているので、それに答えられないと判断できないので、後日、報告をお願いします。
- 〇〇委員 質問に答えられないのであれば、本日、良否の判断をするのは、難しいのではと思います。
- 会長 いろんな質疑は出てますけど、うまく説明ができていないので、〇〇農業委員会さんは、もう一度しっかりとした審議をしてもらって、再度また意見聴取してもらいたいと思うんですけど、どうでしょうか。
- 〇〇農業委員会 はい。整理して、再度審議していただきたいと思います。
- 会長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の 〇〇申請の特定建築条件付売買予定地 への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 法定外公共物で水路の付け替え許可済みとなっておりますが、付け替え水路はどこに表示しているのでしょうか。
- 〇〇農業委員会 資料の7ページをご覧くださいと思います。
土地利用計画図の真ん中に斜めに点線で囲ってる部分が付け替え前の水路になります。
付け替え後の水路は、図面の上の方の赤く2重線になってる部分が付け替えの水路になります。
この付け替えの水路については、L型水路で計画されてます。
幅は、大体300ぐらいの幅の水路になろうかと思います。
- 〇〇委員 転用目的の中で、特定建築条件付き売買予定地というものの説明をお願いします。

〇〇農業委員会	<p>建売分譲地と特定建築条件付き売買予定地の大きな違いは、建売分譲地は、転用者が自分のところで建てて売るということですが、特定建築条件付きは、エンドユーザーであるお客様が住宅会社を選んで建てることができるようになってる仕組みです。</p> <p>ですから、最初からこういう建物をどこで建てるとかというのが決まってる状態ではありません。</p> <p>何年も経っても売れない場合は、転用事業者が責任を持って、自分のところで建てて、事業を完了させることになってます。</p>
〇〇委員	<p>農地区分の該当事項の中で、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれかの要件にも該当しない農地とは、どういう農地なのでしょう。</p>
〇〇農業委員会	<p>農地区分の基準は、農地法の運用が記載されている農林水産省の局長通知に基準が書かれています。</p> <p>その通知の中に農地区分が記載されていて、今回の申請地は、第2種農地に該当するという事です。</p> <p>佐賀市の場合で申し上げますと、甲種農地は一般的に土地改良事業が入っていて広がりがある農地。圃場整備をされて、10ヘクタール位ある農地は甲種農地になろうかと思えます。</p> <p>これに該当しなくて、広がりがなくても圃場整備されてる農地や広がりがあっても圃場整備をされてないようなところは、第1種農地になるかと思えます。</p> <p>第2種農地は、そういった広がりもない、土地改良事業もされてない、そういうところは第2種農地になります。第3種農地は、2管理設と2つの公共施設があるのが第3種農地となります。</p> <p>そのどれにも該当しないのがあります。今回の農地は、これにあたります。</p> <p>〇〇市の場合では、よくこの農地区分は発生しております。</p>
〇〇委員	<p>今まで私がここで審議の中に関わってきました、いずれかの要件にも該当しない農地というのは初めて出てきましたので、お伺いしました。</p>
〇〇農業委員会	<p>〇〇市の方でもつい最近まで、下から2行目の中山間地から下の部分を書いておりましたが、2、3カ月前の常設審議委員会の方で御質問がありまして、中山間地域等に存在するというふうに書いてあることから誤解を招くということで、今回このように書かせていただきました。</p>
〇〇委員	<p>わからんな。</p>
農業会議事務局	<p>ちょっと補足をさせてもらっていいですか。農地転用関係事務処理の手引きというのがございます。</p>

そこの7ページにですね、どのように農地区分を判断するかというフロー図がありまして、このフロー図通りたどっていくと農地区分がされますが、それを言葉にしたのが、今、〇〇市さんが農地区分で書かれているこの表現になります。

〇〇委員 現状がこういう風なのでこうだっていう、明確な答えができないでしょうか。

写真は載ってますけども、これが1種も2種も3種も、該当しない農地とはどう見たって見えないのですが。私の目では。

そこら辺の説明の仕方っていうかな、農地をどうするかということでしたって、いずれかの条件にも該当しない農地って書いてあります。

私は理解が及びませんでしたので、質問いたしました。

以上です。

会長 毎回こういう風な形で質問されますけど、許可基準があります。

〇〇市が言うように、前半の部分は普通割愛しています。でも、今回は、こういう風な表現をしているため、わかりづらいと言われていますが、許可基準が決められていますので、皆さんご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

〇〇委員 法律用語で言うと、こうしか書けないというのが現実。

農地の区分が色々あって、それにも当てはまらないところで周りに影響がないのであるならば、転用の許可ができますよってことになってますので、今のところこういうふうにしかならないこととなります。

ただ、おっしゃる通り、ここは地図を見ていただくと、完全に宅地に囲まれており、普通の農地とは違うよねっていうところが当てはまってくるんだろうなっていう風には思いますので、地図を見ていただきながら判断するしかないかなというのが今の状況だと思います。

法律用語なんで何ともしがたいっていうところです。

会長 中山間地の市町さんになるとですね、広がりが少ないというのが当てはまると思いますよね。

でも、平坦部でも広がりが少ないところもあるんですよ。

〇〇委員 付け替えの水路がありますよね。先ほど説明されたように、図面で言うと上の方の水路に付け替えると。

この水路って下流側の農地の水路にのびる水路にはなっていないんですか。

〇〇農業委員会 付け替え後の水路は西側の〇〇川の方に、最終的には排水をされるような計画になります。

元々の水路につきましては、図面の下側の方の県道の下に既設の暗渠管がありまして、それから南の方に、水路の方が続いているような状態になっております。

〇〇委員

付け替えるからその水路にはもう水は、落ちないわけでしょ。
既存の水路を付け替えるから、道路下の暗渠にはもう水は行かないわけでしょ。
この水路は、農業用の水路として使われていたのではないですか。

〇〇農業委員会

元々は農業用として使っていましたが、今回の開発によって、農業としてはもう使わないということです。

会長

ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

会長

全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として
〇〇農業委員会会長に回答いたします。

会長

次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の 〇〇 申請の蓄電池施設装置 への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員

転用申請の理由に、〇〇年から日本国内の事業に参入しているという風に記載されていますが、蓄電施設として、実績が今あるのかどうかっていうところがまず確認したいところです。

要は、この〇〇町の施設が初めての蓄電施設のケースなのか否かというところを確認したいところと、この事業資金計画の中で〇〇億〇〇万円ほどとかなり大きい金額が出される計画になっている。

要は蓄電関係のこの事業が事業として成り立つのかどうかっていうところを教えていただきたいと思います。

当然、蓄電設備の寿命というのもあります。将来的なそういう資材の入れ替え、そういったところも事業計画の中に費用としてちゃんと入っているのか否かっていうところの確認。

要はですね、太陽光パネルの件でもいろいろありましたが、将来的に会社が転売されるとか、もしかして、そのまま放棄されてどっか行かるとかっていう話があってはならないと思いますので、こういったところの責任、将来的な責任体制がしっかり明確になっているか否か、そういったところも玄海の方で検討されていたかどうかというところをちょっと教えていただきたいと思います。

〇〇農業委員会

蓄電池の実績件数につきましては、〇〇町がはじめてということです。うちを含めて九州管内で〇件予定をされてる状態です。

この〇〇は、蓄電池だけをされてるわけじゃなくて、国内1位のシェアがある太陽光発電をされている企業になりますので、事業として成り立つのかっていうところは、蓄電池、太陽光その他の事業もされておりますので、それを含めたところであると思っております。

〇〇委員

事業計画、例えば蓄電事業に関してはもう赤字を、赤字になるだろうと、もちろん太陽光で利を得た分を見て要は事業計画を出されてるっていう風にと捉えていいですかね。

〇〇農業委員会

ちょっと今質問されたことを私たちもその会社に尋ねたところですが、蓄電施設でやって儲かりますかっていう質問をしたんですけど、事業としては成り立つみたいですね。

どういう風にやるかというのを尋ねたら、安い時に買った電気を売るらしいですね。

蓄電しただけでは儲からないから、例えば、電気会社、自分たちが発電電力を持たないで買って売ってますよね。

〇〇さんだけじゃなくて、いっぱい電気会社さんあるじゃないですか。私も蓄電して、例えば停電した時に、その時にだけに売ったからって儲かりますか。という質問をしたんですけど、そうじゃないみたいですね。

やっぱり安い時に蓄電してこう販売するみたいですね。

〇〇委員

我々の自治体の方にもこういう話が今来てて、そこの事業性が本当に成り立つのかどうかってところが色々僕らも検討し、悩んでるところなんですよ。

大体その金融機関からお金を結構借りて、金融機関の査定があって事業されている案件なんですけど、こちらはまず自己資金でほとんど対応されているというように見えてるんで、他にそういう査定をするところはどうなんだろうっていうのはちょっと心配があったという点があります。

先ほど言ったように、そういう安い時に入れて、また足りない的に売るといような事業であるというのはもちろん承知していますが、やはり〇〇億という額が結構ほんとに大きくて、何年で事業として成り立つのかなと思います。補助金、助成金みたいなものもあるのかとは思いますが、そこはちょっと心配だなってというのが正直あります。

あと、まだ回答いただいてない廃棄です。

蓄電池って結構処理に、廃棄処理するのにいろんな費用がかかると思います。太陽光パネルと同じで。

そういったところまで考えてあるのかと。

最終的に、当然この会社はずっと永遠にやっていくとは思いますが、もしかしてその売却とかなった場合に、ちゃんと最終的にそれを処理す

るっていう責任体制がちゃんと検討されてるのかなってところの質問をさっきしたんですが、その回答はちょっと受けてないです。

〇〇農業委員会 今おっしゃるようなことを私たち農業委員会でも意見として出しました。

経営として成り立つのかとかいろいろ心配をして。

それで2か月継続してやって、3ヶ月目にやっと条件付きっていうか、色々な申し合わせというか、そういうのをお互いに出し合いました。

〇〇委員 国内の企業であっても、転売とか蓄電施設の最終的な処分をちゃんときちんと最後までやってくださいよねというようなところの議論がされているのか否かというところを聞いてます。

〇〇農業委員会 議論についてはしております。〇〇さんが言われるには、〇〇年間は蓄電施設としてやっていって、その後〇〇年経った後はもう一度町と協議などをして続けるのか撤退するのかっていうところを町と協議しながらやっていきたいというふうにおっしゃっております。

会長 〇〇町には原発がありますよね、それとの絡みについて、やりとりは行っていますか。

〇〇農業委員会 原発との絡みというところで申し上げますと、この場所がですね、原子力発電所から直線で〇キロほど離れたところになってます。

原子力発電所の周辺で取り決めというか規制がかかるのが、周辺、直線で1キロまでというところで、法的なところで、外国資本とに限らずですけど、そこで外国資本が来たらいけないとか、外国人が日本の土地を買ったらダメという法律は現在ありません。

〇〇委員 安全保障面の審議はされましたか。

〇農業委員会 〇〇課長と呼んで勉強会も出しましたけど、1キロ以外のため、該当しないとの回答です。

〇〇委員 沈砂地が既存施設としてありますけれども、この沈砂地が設置された経緯を教えてくださいたいのと、どんな使われ方をしているのか、お尋ねします。

〇〇農業委員会 この申請地につきましては、農地であって、のり面がかなり高く、申請されてかさ上げもされておりますので、その時の名残といいますか、下の地区に水の被害がいかないようにということで、かさ上げの申請時に作られた沈砂地をそのまま使われるっていうふうに伺っております。

○○委員	大きさはどれぐらいですか。
○○農業委員会	○○メートルで、横幅が○○メートルの沈砂地となっております。
会長	<p>質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として○○農業委員会会長に回答いたします。</p> <p>以上、本日意見を求められた 農地法第5条関係2件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。</p> <p>続きまして、その他の項目に移ります。</p> <p>県選出国會議員への要請活動について、農業会議事務局から説明をお願いします。</p>
農業会議事務局	(資料2により事務局説明)
会長	続きまして、「佐賀県盛土規制法の運用開始について」農業委員会事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料4により事務局説明)
会長	続きまして、「農業者年金、全国農業新聞の推進について」農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料3により事務局説明)
会長	ただいま、事務局から説明がありました。 皆様方から、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会長	他にないようございまして、以上をもちまして、第116回常設審議委員会を終了いたします。 本日は、お疲れさまでした。

次回は12月15日(月)、「グランデはがくれ」にて、開催となりますので、ご予約をお願いします。